

資金が必要なとき

組合員が結婚や葬祭又は教育など日常の生活の上で、臨時の資金が必要となったとき、また、マイホームを建てるための資金が必要になったとき、資金の貸付けが受けられます。

貸付の種別	貸付事由の内容
一般貸付け	組合員が臨時に資金を必要とする場合
住宅貸付け	組合員が自己の用に供するため、住宅の新築等※をするため資金を必要とする場合
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が非常災害を受け、新築等※をするため資金を必要とする場合
介護構造住宅貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等※をするため資金を必要とする場合
教育貸付け	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校(幼稚部を除く)・大学等に入学又は修学するため資金を必要とする場合
災害貸付け	非常災害を受けたため資金を必要とする場合
医療貸付け	医療を受けるため資金を必要とする場合
結婚貸付け	結婚をするため資金を必要とする場合
葬祭貸付け	葬祭を行うため資金を必要とする場合
高額医療貸付け	高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合
出産貸付け	出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とする場合
特別貸付け	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合

※「住宅の新築等」とは、住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修のことをいいます。

1 貸付けの申込みから送金まで

(1) 申込書の締切日

毎月25日(添付書類等が完備されていることが条件となります。)

なお、高額医療貸付け及び出産貸付けは常時受付し、その都度決定し送金します。

(2) 書類の審査

貸付申込書の記載内容及び添付書類について審査しますが、確認のために別に書類を求める場合があります。

(3) 貸付決定(本人への通知)

貸付けを決定したときは、翌月の10日頃に次の書類を本人へ送付します。

- ・貸付決定通知書
- ・貸付償還表
- ・完了報告のための用紙(住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造住宅貸付けの場合)

(4) 貸付金の送金

決定通知の月の27日(金融機関の休業日の場合は、前営業日)に申込人の口座へ送金します。

2 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が、次の項目に該当するときは貸付けを行うことができません。

(1) 組合員期間による制限

貸付け申込日の属する月の末日まで引き続く組合員期間（国家公務員共済組合員期間又は他の地方公務員共済組合員期間と引き続いている場合はその期間を含む。）が6カ月未満のとき。

（4月新規採用者は9月から申込みが可能となります。）

(2) 償還額の制限（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）

①全貸付けの毎月償還額の合計が給料月額（教職調整額を含む。）の10分の3に相当する額を超えるとき。

②全貸付けのボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6に相当する額を超えるとき。

③当共済組合の全貸付けの償還年額（毎月償還額×12及びボーナス償還額×2）と当共済組合以外からの借入れの償還年額が、給料月額の4.8倍を超えるとき。

(3) 申込時期の制限

①一般貸付け・教育貸付け・結婚貸付け・葬祭貸付けについては、支払日から概ね1カ月を超えたとき。

②上記以外の貸付けについては、支払いが終わっているとき。

(4) 借換えの制限

一般貸付けを借換える場合は、償還中の一般貸付金を送金した月の初日から起算して、2年を経過していないとき。

(5) 未償還元金と申込み金額の合計額の制限

一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け（以下「総額規制対象貸付」という。）については、その未償還元金の総額と申込み金額の合計が700万円を超えるとき。

(6) 償還の確実性がないと認められるときの制限

①現に給与の差押えを受けているとき。

②懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき。

③過去に貸付保険事故を起こしたことがあるとき。ただし、保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。

④破産の申立てから破産手続開始決定までの間にあるとき、又は破産手続開始決定後10年を経過していないとき。

⑤民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき。

⑥債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めたとき。